

中野区構造改革推進アドバイザー会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 本運営要領は、中野区構造改革推進アドバイザー設置要領第5条に基づき、中野区構造改革推進アドバイザー会議（以下「会議」という。）の運営方法に関して必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会議は、区長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、中野区構造改革推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）以外の者の出席を求めることができる。

（座長）

第3条 会議に座長を置き、座長はアドバイザーの互選により選出する。

2 座長は、会務を総理する。

（会議の公開等）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の配付資料は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事要旨）

第5条 会議の議事は、事務局が議事要旨を作成し、出席したアドバイザーの確認を得た後、公開することとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次の場合を除き、原則として認める。

- （1）会議を非公開とする場合
- （2）会場の都合により入場を制限する場合
- （3）その他会議運営上、座長が必要と認める場合

(傍聴人に関する事項)

第7条 傍聴人は、会議告知後、申し込んだ順番に受け付ける。

2 傍聴人による会議の撮影又は録音は、原則として認めない。

3 座長は、傍聴人が会議の円滑な運営を妨げると認められる場合において、当該傍聴人に対し、会議場からの退場を命じることができる。

(事務局)

第8条 アドバイザー会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画部企画課が担う。

(雑則)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、アドバイザー会議に関して必要な事項は、別に座長が定める。

(附則)

第10条 本運営要領は、第1回アドバイザー会議から適用する。